

令和8年度 AI を活用した水稲及びさといもの栽培管理最適化事業委託業務 企画提案公募実施要領

この要領は、「令和8年度 AI を活用した水稲及びさといもの栽培管理最適化事業委託業務」を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 AI を活用した水稲及びさといもの栽培管理最適化事業委託業務

(2) 業務の内容

別添「令和8年度 AI を活用した水稲及びさといもの栽培管理最適化事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約を締結した日から令和9年3月5日（金）まで

(4) 委託契約金額の上限

¥1,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2. 企画提案公募の参加資格

本業務にかかる企画提案公募に参加しようとする者は、次の要件を全て満たす者とする。

- ① 農業者や営農指導者を支援する AI を活用した PC ソフト又はスマートフォンアプリを開発・運用した実績を有する者であること。
- ② 令和8年4月1日時点において1年以上の営業実績がある事業所（本社、支社、営業所等）を有すること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 令和8～10年度愛媛県競争入札参加資格者一覧に登録されている、または登録が予定されていること。
- ⑤ 参加申込書の提出期限の日から業務予定者選定までの間に、愛媛県知事の行う入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。

- ⑧ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑨ 法人格を有すること。(会社法人、公益法人等の法人格の種類は問わない。)

3. 参加申し込み

(1) 提出書類

- ・参加申込書(様式1) 1部
- ・事業者の概要がわかる資料(様式任意・パンフレット可) 1部
- ・2の①に掲げる商品の概要がわかる資料(様式任意) 1部

(2) 提出先及び提出期限等

① 提出先

11 記載の提出先

② 提出期限

令和8年6月15日(月)午後5時15分まで(必着)

※持参する場合、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

③ 提出方法

持参または郵送

4. 質問書の提出

① 受付期間

令和8年6月11日(木)午後5時15分まで(必着)

② 提出方法

- ・質問書(様式2)により電子メールにて提出すること。
- ・なお、送付後に11記載の担当まで電話により着信の確認を行うこと。

③ 送信先アドレス

11 記載のメールアドレス

④ 回答方法

電子メールで回答する。なお、3により参加申し込みのあった他の者に対しても同じ内容の回答を送付する。ただし、質問の内容又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

⑤ 回答予定日

令和8年6月15日(月)

⑥ その他

①の受付期間を経過した後は、原則回答しない。

5. 企画提案書の提出

① 企画提案書及び関係資料の提出

- ・仕様書を踏まえて、企画提案書及び見積書（様式3）を作成すること。
- ・企画提案書の様式及び構成は任意とするが、用紙の寸法はA4判により作成することとし、業務実施スケジュール及び体制、過去に地方自治体等から受託し、実施した類似事業の実績を明記すること。
- ・企画提案書等の提出は企画提案者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。
- ・提出された企画提案書は理由のいかんを問わず返却しない。

② 提出部数

- ・企画提案書及び関係資料 6部
- ・見積書 1部

③ 提出期限

令和8年7月2日(木) 午後5時15分まで（必着）

※持参する場合、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

④ 提出先

11 記載の提出先

⑤ 提出方法

持参または郵送

6. 審査

企画提案の審査は、愛媛県が設置する審査委員会が実施する。企画提案者は、審査委員会において自らが提出した企画提案の内容についてプレゼンテーションを行うとともに、審査委員からの質疑に答えるものとする。

(1) プレゼンテーションの実施

① 実施日

企画提案者に対して通知する。

② 実施方法及び実施場所

企画提案者に対して通知する。

③ プレゼンテーションの時間

30分以内（説明15分以内、質疑応答15分以内）

(2) 審査要領

審査委員会において、別に示す「審査基準」に基づき企画提案書並びにプレゼンテーションの内容を評価し、最優秀提案者を選定するものとする。

(3) 企画提案者が1者となった場合であっても企画提案等の評価を行い、受託者としての適否を審査する。

7. 審査結果

- ・審査対象となった企画提案の企画提案者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。

8. 契約

契約については、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容について協議並びに調整を行い、愛媛県と最優秀提案者の双方が合意に至った場合に最優秀提案者から見積書を徴し、愛媛県が定めた予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき企画提案内容の一部を変更することがある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が調わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

契約条項等は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準ずるものとする。

9. 禁止事項等

- ① 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 企画提案者は、競争を制限する目的で他の者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- ③ 企画提案者は、最優秀提案者の選定前に他の者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- ④ 企画提案者が連合し又は不穏な行動等を為す場合において、最優秀提案者を公正に選考することができないと判断したときには、当該企画提案者を企画提案に参加させないことがある。あるいは、最優秀提案者の選考を延期し、若しくは企画提案による選考を取りやめることがある。
- ⑤ 提出期限を過ぎて必要書類が提出された場合、又は仕様書に記載する委託事業費を超えた見積額を提示した場合は、無効とする。

10. その他

- ① 提出があった参加申込書等の書類は、契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ② 資料作成及びこれに係る付帯作業の経費等は企画提案者の負担とする。
- ③ 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者

の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負う。

④ 審査の採点結果及び選定理由は公表しない。

11. 問い合わせ先・提出先

住所：愛媛県松山市上難波甲 311 番地

宛先：愛媛県農林水産研究所農業研究部野菜育種栽培室

担当：澤田 貴博

電話：089-993-2020

メールアドレス：nourinsuisan-ken@pref.ehime.lg.jp